

償却資産をお持ちの方は申告が必要です（令和8年度分）

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに、その償却資産所在の市町村長に申告するよう定められています。

●申告していただく方
令和8年1月1日現在、上島町内で事業を営んでおられる方で、事業用資産をお持ちの方

●申告期間
令和8年2月2日まで（郵送、eLTAx、窓口持参など）
※詳しくは住民課、各支所町民生活課にお問い合わせください。

【問い合わせ】
弓削 住民課 ☎77-2503
生名 町民生活課 ☎76-3000
岩城 町民生活課 ☎75-2500
魚島 町民生活課 ☎78-0011

◎水道管にも防寒対策を

寒波により気温が氷点下まで下がる、水道管内の水が凍って出なくなったり、水道管が破損したりする事故が増加します。

①凍結、破裂しやすい水道管とは
屋外で露出している管、風当たりの強い所や建物の北側にある管です。

②凍結による破裂を防ぐには
露出している水道管に、直接風が当たらないように防寒材や厚手の布（短期間であればダンボールや新聞紙でも代用可能）を露出部分に巻いて、さらにその上からビニールテープや防水テープでカバーしてください。

※水道メーターについても同様にカバーをしてください。

③もしも凍結したら
露出している管や蛇口にタオルなどをかぶせて、その上からゆつくりとぬるま湯をかけて下さい。

※熱湯をかけると温度差により水道管が破損する場合もあるので注意してください。

④もしも破裂したら
宅内で水が吹き出た場合は、メーターボックス内にある止水栓を閉めて水を止め、その後に上水道指定工事業者へ修理の申込みをしてください。

道路などで見つけた場合は、**公営事業課** ☎77-4545（まで）ご連絡ください。



国民年金からのお知らせ

20歳になったら、国民年金に加入します！

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。20歳になった方には、日本年金機構にて加入手続きを行い「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。

加入者の職業によって3つのグループにわかれています。それぞれの加入手続きや保険料の納め方が異なりますので、自分がどのグループになるかご確認ください。

加入する人	加入手続き	保険料の納め方
第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業・学生・無職の人などで20歳以上60歳未満の人	役場の国民年金担当窓口または電子申請（※1）で加入手続きを行います。	日本年金機構から送付される納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納めます。または便利な口座振替・クレジットカード納付・電子納付をご利用できます。
第2号被保険者（※2） 厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員などで70歳未満の人	勤務先で加入手続きを行います。	勤務先で厚生年金保険料を納めます。（国民年金保険料を別に納めることはありません。）
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人	第2号被保険者（配偶者）の勤務先で手続きを行います。	ご自身で納める必要はありません。第2号被保険者（配偶者）の加入する厚生年金保険や、共済組合が制度全体として負担します。

※1 マイナポータルからスマートフォンで電子申請ができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

※2 65歳以上の加入者について、老齢（退職）年金などの受給資格のある人は第2号被保険者になりません。

※配偶者が65歳に到達し、老齢（退職）年金の受給資格がある場合、第3号被保険者にはなりません。

「学生納付特例制度」と「免除・納付猶予制度」

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☑「全額免除および一部免除」

学生でない方で、ご本人、配偶者および世帯主の方の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料が免除される制度です。前年度所得に応じて全額、3/4、半額、1/4免除があります。（一部免除は残りを納付しないと未納扱いになります。）

上記の制度については離職による特例制度もあります。国民年金のご相談・お手続きについては、今治年金事務所または役場住民課、町民生活課までお問い合わせください。

●問い合わせ 今治年金事務所 ☎0898-32-6141

弓削 住民課 ☎77-2503 生名 町民生活課 ☎76-3000 岩城 町民生活課 ☎75-2500 魚島 町民生活課 ☎78-0011

ゆめしま奨学金制度のお知らせ

上島町では、子どもたちが安心して進学できるよう「ゆめしま奨学金制度」を実施しています。

制度のポイント

- ① 愛媛銀行の「かみりん奨学ローン」を利用した方が対象
- ② 卒業後10年以内に上島町にUターンする場合、元金を全額補助
- ③ 利子分は全額補助（上島町にUターンするかどうかに関わらず）

子どもたちの進学を応援し、安心して町に帰ってこられるように、上島町は未来を担う子どもたちを応援します。

詳しくは、左記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】

弓削総合支所 企画情報課
☎77-2501

1～2月は「誰かの今をつないでいく。はたちの献血」キャンペーンです

多くの患者さんの病気やけがの治療に使われている血液製剤は、献血でご提供いただいた血液からつくられています。血液は人工的につくることができず、長い間保存することもできません。また、献血者の健康を守るため、1人あたりの年間の献血回数や献血量には上限があります。そのため、安定的に血液製剤を患者さんに届けるためには、日々多くの方の協力が必要です。

我が国では、少子高齢化の影響により、主に輸血を必要とする高齢者層が増加し、若い世代が減少しています。少子高齢化は献血にも影響を与えており、10代～30代の若年層の献血者数はこの10年間で約30%減少しております。このまま減少が進むと、血液の安定供給に支障をきたす恐れがあります。今後も患者さんに血液を安定的に届けるためには、今まで以上に若い世代の献血へのご理解とご協力が不可欠です。

冬場は、献血者が減少傾向です。献血は身近でできる大きな社会貢献。この機会に献血に行ってみませんか？



【県HP】

■問い合わせ先 県庁業務衛生課 ☎089-912-2391